

再講習チェックシート

建物名		建物の用途	特定・非特定	建物の収容人員	人
事業所名		事業所の用途	特定・非特定	事業所の収容人員	人

CHECK 1 選任状況

防災管理者に選任されている	→ 防火・防災管理再講習を受講してください
防火管理者に選任されている	→ CHECK 2 へ
上記のどちらにも選任されていない	→ 再講習の受講義務はありません

CHECK 2 建物の用途は

非特定用途の防火対象物	→ 再講習の受講義務はありません
特定用途の防火対象物	→ CHECK 3 へ

CHECK 3 建物全体の収容人員は

300人未満	→ 再講習の受講義務はありません
300人以上	→ CHECK 4 へ

CHECK 4 事業所(テナント)は甲種防火管理者の選任が

必要である	→ 甲種防火管理再講習を受講してください
必要でない	→ 再講習の受講義務はありません

講習修了日から選任年月日が

講習修了年月日	年 月 日	➔	4年を超えている	→ 前ページ受講期限①に該当
選任年月日	年 月 日		4年以内である	→ 前ページ受講期限②に該当

再講習受講期限は 年 月 日です

- ※ 収容人員、用途等に変更があった場合は再講習受講義務の有無や講習種別が変わる場合があります。
- ※ 防火管理者、防災管理者に変更があった場合の期限はこの限りではありません。

再講習を受講しない場合

再講習の受講義務がある防火管理者や防災管理者が期限内に受講しない場合は
防火管理者や防災管理者が選任されていないものとして取扱
れます。期限内に必ず受講してください。

注意!!



問合せ先〔管轄消防署〕

防火防災管理制度に関する
 一般のお問い合わせは

東京消防庁
火災予防コールセンター

受付:平日(月~金)午前9時から午後5時まで
 (土・日・祝、年末年始を除く)

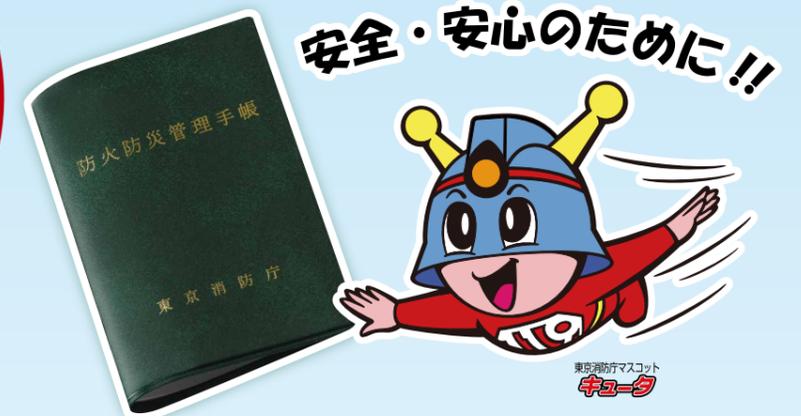
☎03-3253-0119

2020.1

年度末などは混雑が予想されますので、計画的な受講をお願いします。

甲種防火管理者 防災管理者

再講習
 受講期限を
 確認しましょう!!



令和2年度講習日程

(受講対象者は、東京消防庁管轄区域で選任されている方に限ります。)

甲種防火管理再講習

講習時間 午前9時00分~午前11時30分

(教材費 1,400円税込)

会場	年月	令和2年										令和3年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
試験講習場		21				15							27	14
立川防災館		8	29	12	3		25	14	11	4				12・30
本所防災館		14	26	30								4	12	

表中の網掛けは、土曜日又は日曜日の講習

防火・防災管理再講習

講習時間 午前9時00分~午後0時30分

(教材費 1,400円税込)

会場	年月	令和2年										令和3年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
試験講習場		16	27				23						10	8・10
立川防災館			8・18	17				9	18・25		22	22	15	
本所防災館		6	12・22							18	12		4・19	

表中の網掛けは、土曜日又は日曜日の講習

- 受講の申込みは、受講希望日の2ヶ月前の月初めの平日から、東京都内の各消防署、消防分署又は消防出張所(稲城市を除く。)で行えます。
- 受付時間は、平日の午前9時00分から午後4時30分までです。(祝休日及び年末年始を除く。)
- 申込み締切は、満席に達した時点、又は講習実施日の前日午後3時00分です。
- 申請時には、最新の講習を受講した修了証をお持ちください。(修了証の紛失又は書換えが必要な方は、事前に再交付等の申請が必要になりますので、身分等が確認できる証明書も持参してください。)

東京消防庁

東京消防 検索
 東京消防庁ホームページ
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>



(1) 防災管理者で再講習の受講義務がある方

防災管理者に選任されている方



(2) 甲種防火管理者で再講習の受講義務がある方

収容人員300人以上の特定用途の防火対象物のうち、甲種防火管理者の選任が必要な事業所で防火管理者に選任されている方

□ 「収容人員300人以上」の「特定用途の防火対象物」とは…



この場合の「収容人員」は建物全体の合計をいいます。「特定用途の防火対象物」とは劇場、飲食店、百貨店、ホテル、物品販売店舗等の不特定多数の者が出入りする用途がある建物や火災発生時の人命危険が高い用途がある建物です。

□ 甲種防火管理者の選任が必要な事業所(テナント)とは…

事業所部分の用途	特定用途		非特定用途
	避難困難施設	左記以外	
事業所部分の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上

※ 避難困難施設とは火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設などです。

例

建物：特定用途の防火対象物			
建物所有者	建物の収容人員		
飲食店(特定用途)	収容人員 110人	→	再講習の義務あり
事務所(非特定用途)	収容人員 40人	→	再講習の義務なし
事務所(非特定用途)	収容人員 120人	→	再講習の義務あり
物品販売店舗(特定用途)	収容人員 25人	→	再講習の義務なし
避難困難施設(特定用途)	収容人員 15人	→	再講習の義務あり

講習種別について

防災管理対象物で防災管理者に選任されている方

防火・防災管理再講習
(甲種防火管理再講習と防災管理再講習を併せて実施する講習)を受講してください

収容人員300人以上の特定用途の防火対象物で甲種防火管理者に選任されている方

甲種防火管理再講習を受講してください

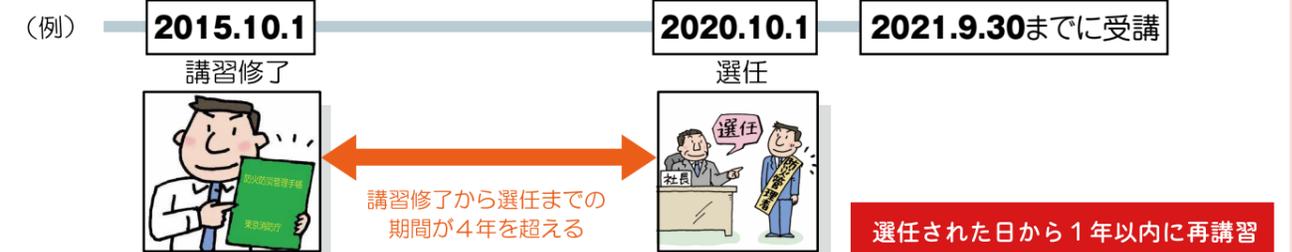
※ 東京消防庁では防災管理のみの再講習は実施していません。

※ 甲種防火管理再講習の受講義務がある防火管理者が防災管理講習の修了証を保有していても、防災管理者に選任されていない場合は、防火・防災管理再講習を受講することはできません。甲種防火管理再講習を受講してください。

受講期限について

防災管理者に対する再講習の受講期限 ※甲種防火管理者に対する再講習も同様です。

- ① 選任された日から1年以内
防災管理者に選任された日の4年前までに防災管理新規講習又は防災管理再講習を修了した方



- ② 防災管理新規講習又は防災管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内
①以外の方

